

議会改革調査研究特別委員会最終報告(案)

議会改革調査研究特別委員会の最終報告をいたします。

本委員会は、平成28年9月第3回定例会最終日9月30日の本会議において、合併後10年を迎えようとする村上市の第3期の村上市議会として、議会基本条例をもとに本市議会の議会改革等について調査、研究することを目的として委員11名で設置され、28回の会議を重ねその検討を行ってまいりました。

平成28年11月4日に第1回特別委員会を開催し、以後、当委員会の運営等についての検討要綱を協議し、後に1年の延長を行います。当初、検討期間を平成30年3月までとするほか、会議結果の集約については話し合いによる全会一致に務めること、検討事項は議会基本条例に関する事項等とすることとし、その他、市民意見の求め方について、パブリックコメントは案ができてからということで、それ以外は随時、意見を求めることとして議会ホームページの当特別委員会のところにメール送信ができるようにし、なお、議会だよりへの掲載と会議記録の議会ホームページへの掲載を行ってまいりました。

次に、議会基本条例の確認・検討の結果について、特に見直し等を行うこととなったものについて報告をいたします。

第4条、議長の責務については、特に正副議長の登庁体制についての議論があり、現状を踏まえ、事務局とより連絡を密にし、できる限り登庁するよう対応したいとの議長からの発言があり、これをもって終結をいたしましたが、なお、関連として、議長の会派及び常任委員会への所属等については、今後、議長の検討によることとされ、その後、議長からは常任委員会委員の辞職願いがあり、現在、議長は常任委員会委員に所属しておりません。次に第6条、市民と議会の関係については、会議の公開についての議論があり原則公開のままとすることとしました。次に第9条、議員と市長等との関係については、倫理条例を検討する中で協議することとしましたが、倫理条例の制定は致しませんでしたので、現状のまま、高い倫理的義務を常に自覚し、市民の代表としての品位を保つよう努めることとされました。次に第11条、政策立案及び政策提言については、意見として、もっと賛成討論をすべきとの意見がありました。次に第15条、政務活動費の執行及び公開については、議会ホームページ上に政務活動費審査要綱を載せ、これにより議会運営委員会正副委員長および総務文教常任委員会正副委員長による審査を行っていること、収支報告書の議会窓口での閲覧についても載せることといたしました。なお、政務活動費の増額の件については、現時点では、現行のとおりとすることといたしました。

次に第17条、議会事務局の体制整備については、臨時職員数も含め他市との比較をしていくこととしました。次に第18条、議会図書室については、図書の更新を含めた充実について意見がありました。

第20条、議員定数、第21条、議員報酬については、はじめ、条文はこのままとして今後、具体的に検討することとし、特に本特別委員会で集中して議論を行いました。このことについては、別に述べさせていただきます。次に、第22条、議員の政治倫理について

は、倫理条例の制定について条例案を作成し検討も行いましたが、この第22条に2項として、議員は、市からの活動や運営の全てに対して補助金および助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しないものとするを追加することとしました。この追加により、議員のより高い倫理観と姿勢を示すものですが、この基本条例改正は、パブリックコメントを経て、令和元年第2回定例会で議員発議により提案、可決を頂き条例施行されております。

そこで、第20条、議員定数、第21条、議員報酬についての検討経過と結果について報告いたします。

定数と報酬についても検討するための特別委員会であるから当委員会で十分議論をつくり結論を出していくという意見もありましたが、議員定数については、審議してもらう付属機関の設置も含め検討の手法を会派で検討することとされ、先ずは報酬の審査方法も含め議員定数と報酬に関するアンケート調査の結果を見ながら意見を取りまとめ検討を始めることとしました。アンケート調査は全議員を対象とし、平成29年9月29日から10月10日までの期間で行いましたが、なお、この定数と報酬についての検討方法を当特別委員会での協議とするか、付属機関等での検討とするかについて再度、確認を行い、この第3者による委員会の設置を願うのではなく、議会として第3者である学識経験者等に調査させることのできる「専門的知見の活用」により行うこととされました。そこで、この知見の活用での調査を行っていただく前段として、大学から講師をお招きし議員報酬と定数をどう考えるか、その考え方の根本についてお話を頂き、委員だけでなく全議員に「議員定数・報酬の検討研修会」として講演をいただきました。この後、日程調整の関係もあり、すみやかな知見の活用の調査が行えませんでした。平成30年3月16日の中間報告では当委員会の検討期間の1年間の延長を決定いただき、再度、あらためて、あるべき村上市議会としての議員定数と報酬について、専門的知見を持つ方々で、なおかつその中には市外の方にも入っていただいて調査検討を行っていただきました。結果については、定数は22名、報酬については現状維持が望ましいとの答申をいただきました。これを受けて、本委員会としての協議を行い、定数については、今までの委員会での議論、議員アンケートの結果、そして答申を尊重して「22名」とする意見と、市域の広さという地域的条件があることやそこでの住民意見を反映させていくためには現状の「26名」とする意見があり、委員会としては「全会一致」が望ましいが、定数については委員会で最終案を決定することとし、採決を行い、賛成多数で、議員定数については現行から4名減の22名とすることで決定し、これをもって、議員定数条例の一部改正条例（案）についてパブリックコメントを行いました。いただいたコメントでは、22名よりも更に削減すべき、早急に行うべき、削減は慎重に行うべきなど、ご意見をいただきました。委員会としてこれらいただいた意見への考え方の協議を行い、最終的に委員会として議員定数を22名と決定したものです。

次に報酬については、現状維持が望ましいとした答申と議会・議員に求める附帯意見を踏まえて、委員会での議論においても、現状維持、また、現時点では現状維持としながら

も、今後も継続して、基本条例の条項の検討も含め協議を進めていくことと決定いたしました。

そこで、当特別委員会としては、今後も、検討期間を更に1年延長して、この議員報酬の件と、新たに議論を進めなければならない検討項目について協議していくこととし、第2回の中間報告をいたしました。

続く議論の中では、報酬の検討については、議会基本条例にある通り、先ず当委員会で検討を行い、なお、専門的知見の活用として調査会による答申を頂いたところであるが、今期については議会の活性化を図るための方策を検討することとし、議員報酬については次期において先の検討結果やその資料等を添えて、市の特別職報酬等審議会での審議を願うことといたしました。

そのほか新たな検討項目として、市民と議会の懇談会については、一般市民、団体、高校生等、より門戸を広げ、より充実した方向に力を注いだほうが良いとして、8班体制で各地区単位で行うことで、具体的な検討を議会運営委員会にお願いをいたしました。次に議会活動の活性化の方策としての議員の自己評価及び議会評価の実施については今後の検討とすることといたしました。次に議員力、委員会運営の質向上に向けた取り組みとして議員間討議、自由討議についても今後の検討となりました。

そして、委員外議員の発言についても見直し、検討を行い、議会先例において委員外議員の発言を規定していることについては、委員外議員には招集の案内を行っていないこと、他市においても同様な取扱いがないこと、村上市議会が会派性を採っていることにより、会議規則第117条との整合を図った上で、この委員外議員の発言の先例を削除し、行わないことといたしました。また、関連質問等の取扱いとして、現在も、関連質問は委員長判断によりある程度可能としてきたが、会議規則第116条第1項の「議題外」であり、関連質問ともならない場合で、委員会開会中の所管事務調査までは必要としない場合、又は委員会等において理事者に対して質疑を求めたい場合は、委員会協議会の場で取り扱うこととする。なお、その申し出等の具体については議会運営委員会にゆだねることといたしました。

以上、本特別委員会の調査、研究結果であります。この報告を基に、更に研究を深めなければならない検討項目もありますが、様々な調査研究、議論の末に、委員会としての結論を出したわけでありますので、本委員会としての役目を終了させていただきます。

今後とも議会基本条例の下、議会の活性化のため議論を深めていかれるようお願い申し上げます。最終報告といたします。

令和2年3月19日

議会改革調査研究特別委員会 委員長 平山 耕

議会改革調査研究特別委員会委員名簿

番 号	委 員 氏 名	会 派 名
1 番	河 村 幸 雄	鷺ヶ巣会
2 番	板 垣 一 徳	鷺ヶ巣会
3 番	大 滝 久 志	新 政 村 上
4 番	長谷川 孝	新 政 村 上
5 番	佐 藤 重 陽	新 政 村 上
6 番	鈴 木 好 彦	清 流 会
7 番	川 村 敏 晴	市 政 ク ラ ブ
8 番	尾 形 修 平	高 志 会
9 番	竹 内 喜 代 嗣	日 本 共 産 党
○10番	渡 辺 昌	鷺ヶ巣会
◎11番	平 山 耕	清 流 会

◎：委員長 ○：副委員長